

新潟市民病院
医用画像管理システム等更新業務
プロポーザル実施要領

令和6年10月

新潟市民病院医事課

新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、新潟市民病院で平成30年から稼働している、PACS・レポートシステム等の医用画像管理システムを更新し、より良質な医療サービスを提供できるしくみの構築を目指すものである。

経営環境や医療政策、また技術的動向の変化の中で、当院が地域中核病院として、地域において求められる役割を今後も果たしてゆくために、システム費用最適化に取り組みつつ医用画像管理システム等を刷新し、現在の病院機能を維持と職員の業務負担軽減の達成を図る。

2 本プロポーザルが対象とする業務委託の内容

(1) 業務名

医用画像管理システム等更新業務

(2) 業務内容

別紙1「新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務基本仕様書」のとおり

(3) 委託業務の期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

(4) 委託料

委託料は次の金額を上限とする。なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、委託業務内容の規模を示すためのものであるが、当該金額以上の場合は契約を行わないものとする。

委託料の上限額 113,520,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、一の法人であって、それぞれ次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 500床以上の医療機関で3件以上、かつ大学病院で1件以上、PACS及び放射線レポートパッケージシステムをはじめとした**医用画像管理システム等**を導入した実績のある事業者であること。
- (2) 医用画像管理システム等パッケージシステムを開発・販売している事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 新潟市長から指名停止を受けている者
 - イ 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支

店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

(5) 新潟市の市税の納税義務を有する者にあつては、市税の未納がない者であること。

4 受託者の選定方法

選定は、公募型プロポーザル方式により、新潟市民病院医用画像管理システム等更新業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書及び提出書類を指定された期日までに提出しなければならない。

実施日程は、次のとおり。

(1) 本実施要領の交付開始	令和6年10月7日(月)
(2) 質問書の提出期限	令和6年10月15日(火)
(3) 質問書の回答	令和6年10月21日(月)まで
(4) 参加表明書類の提出期限	令和6年10月21日(月)
(5) 提案書の提出期限	令和6年11月5日(火)
(6) 一次審査結果通知	令和6年11月15日(金)
(7) プレゼンテーション	令和6年11月21日(木)
(8) 選定結果通知	令和6年11月22日(金)
(9) 委託契約締結	令和6年11月25日(月)以降 ※予定

5 実施要領の交付期限及び入手方法

(1) 交付期間

令和6年10月7日(月)から10月21日(月)まで

(2) 交付場所

〒950-1197 新潟県新潟市中央区鐘木4-6-3番地7

新潟市民病院医事課医療DX推進室

TEL 025-281-5151

(3) 交付方法

直接来院又は新潟市民病院ホームページからのダウンロードとする。直接来院の場合の対応は、上記交付期間の各日（土日、祝日は除く）午前 8 時 30 分から午後 3 時までとする。

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式第 1 号）
- ・会社概要（様式第 2 号）及び事業者の業務内容がわかる会社案内等のパンフレット
- ・業務実績（様式第 3 号）
- ・納税証明書等の写し（市税の未納がない者の証明）※市内に事務所等がある場合のみ
- ・決算書の写し（直近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書）
- ・過去 3 か月以内に（提案書提出日基準）に発行された法人登記簿謄本又は事項証明書の写し（商号、所在地、代表者、資本金等の事項が記載されているもの）

(2) 提出期間及び提出方法

原則郵送とする。令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 3 時までに確実に到着するよう留意すること。やむを得ない事情により持参する場合は、令和 6 年 10 月 7 日（月）から 10 月 21 日（月）までの各日（土日、祝日は除く）の午前 8 時 30 分から午後 3 時までの時間に持参して提出すること。

(3) 提出場所

〒950-1197 新潟県新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7
新潟市民病院医事課医療 DX 推進室
TEL 025-281-5151

(4) 提出部数

1 部

7 質問及び回答

質問は質問書（様式第 4 号）の提出により行うこと。なお、質問書以外の方法による照会については回答しない。

(1) 質問期間

令和 6 年 10 月 7 日（月）から 10 月 15 日（火）午後 3 時まで

(2) 質問方法

電子メールにより行うこと。また、電子メール送信後に（3）の質問書提出先まで、電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

(3) 質問書提出先

新潟市民病院医事課医療 DX 推進室
TEL 025-281-5151 E-mail iji.ch@city.niigata.lg.jp

(4) 質問書に対する回答期限

質問書に対する回答は、回答をとりまとめ次第随時行う。最終の回答は令和 6 年 10 月 21 日（月）午後 5 時までに行う。

(5) 回答方法

質問書に対する回答は、電子メールにより行う。なお、すべての質問及び回答を、参加表明書を提出した事業者全員に対して提示する。

8 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加表明書の提出を行った者のみ提出することができる。

(1) 提出期限及び提出方法

原則郵送とする。令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 3 時までに確実に到着するよう留意すること。やむを得ない事情により持参する場合は、令和 6 年 11 月 5 日（火）午後 3 時までの各日（土日、祝日は除く）の午前 8 時 30 分から午後 3 時までの時間に持参して提出すること。

(2) 提出場所

〒950-1197 新潟県新潟市中央区鐘木 4 6 3 番地 7
新潟市民病院医事課医療 DX 推進室
TEL 025-281-5151

(3) 提出書類

- ・ 提案書（正本 1 部、副本 12 部）（自由様式）
- ・ 要件定義書兼回答書（様式第 5 号）
- ・ 参考見積書（様式第 6 号）及び参考見積書内訳（様式第 7 号）

(4) 提案依頼事項及び提案書の記載方法

提案依頼事項及び提案書の記載にあたっては、別紙 2「新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務 プロポーザルに係る提案書等記載要領」を参照すること。

9 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された書類は、選定委員会が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たさない者
- ② 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- ③ 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった者
- ④ 当院職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者

イ 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格とすることがある。

- ① 本プロポーザルの実施に係る公告及び本実施要領に適合しない書類を作成し、提

出した者

② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず、又は提出する書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) プレゼンテーションの実施

提案書を提出した事業者は、選定委員会に対して提案書に基づきプレゼンテーションを実施するものとする。

ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第1次審査を行った場合は、参加を表明したすべての者に対してその結果を書面で通知する。

プレゼンテーションは、原則として本業務を実際に行う予定の総括責任者又は主任責任者が行うものとし、参加できる人数は4名以内とする。

プレゼンテーションは、令和6年11月21日(木)に実施する。詳細な時間、場所等については別途通知する。

10 審査及び結果の通知

選定委員会が、提出された参加表明書、提案書、要件定義書兼回答書、参考見積書、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者(以下「最優秀提案者」という。)と次点の者を特定する。

審査結果は、参加を表明したすべての者に書面で通知する。

なお、審査の基準については、別紙3「新潟市民病院 医用画像管理システム等更新業務 プロポーザルに係る審査要領及び審査基準」を参照のこと。

11 契約の締結

審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務委託について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

12 その他

- (1) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、プロポーザルに係る書類の審査に使用する場合を除き、参加を表明した者に無断で使用しない。
- (3) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返還しない。
- (5) 参加表明書、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は認めない。

- (6) 本業務の実施にあたり、企画提案書に記載された総括責任者、主任担当者は特別の理由があると認められた場合を除き変更することができない。